

諮問第111号

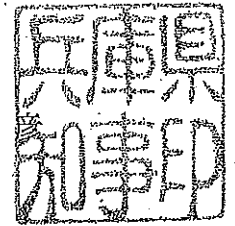
但馬海区漁業調整委員会

くろまぐろの令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろの令和4管理年度の知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき、諮問します。

令和4年1月11日

兵庫県知事 齋藤 元



くろまぐろの令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について

漁業法第15条第1項による、くろまぐろの令和4管理年度における漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）がこのたび通知されました。（令和3年12月24日付け3水管第2462号農林水産大臣通知）

当初配分は小型魚5.5トン、大型魚9.3トンとして漁獲可能量が示されたため、法第16条第1項に基づく知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めることとし、兵庫県資源管理方針の「別紙1-4くろまぐろ(小型魚)」及び「別紙1-5くろまぐろ(大型魚)」に示す漁獲可能量の知事管理区分、配分の基準に則して、次の表に掲げる管理区分に配分し、管理を行うこととします。

(漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量)
令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ(小型魚)	兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	4.7トン
	兵庫県日本海定置漁業	0.7トン
	兵庫県その他漁業	0.1トン
くろまぐろ(大型魚)	兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	3.0トン
	兵庫県その他漁業	2.6トン

※くろまぐろ(大型魚)については、別途、3.7トンを県留保とする。

参考 兵庫県資源管理方針別紙(配分関係抜粋)

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

(略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、やむを得ない混獲を管理するための数量として0.1トン¹を第2の3兵庫県その他漁業区分に配分する。残りの数量は第2の1の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第2の2兵庫県定置漁業区分に配分するものとし、その配分に際しては、知事管理区分毎に以下の当初配分時の比率を乗じた数量(少数第2位を四捨五入)を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、第2の1の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第2の2兵庫県定置漁業区分に以下の追加配分時の比率により配分する。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

(当初配分時の比率)

管理区分	比率
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	1.9
兵庫県日本海定置漁業	0.3

(追加配分時の比率)

管理区分	比率
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	0.8
兵庫県日本海定置漁業	0.2

(別紙 1-5)

第1 特定水産資源

- 1 特定水産資源の名称
くろまぐろ (大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
(略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、4割を本県の留保枠とし、残りの6割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量 (少数第2位を四捨五入) を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合についても同様に配分を行う。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

管理区分	比率
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	2.0
兵庫県その他漁業	1.7

3水管第2462号
令和3年12月24日

兵庫県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (兵庫県分)
くろまぐろ (小型魚)	5.5トン
くろまぐろ (大型魚)	9.3トン